**青色防犯パトロールを**

**支援します*！***

**鳥取県では、県内で青色防犯パトロールを行う民間団体に、青色回転灯などの装備品の提供を行います。**

**◆支給対象（すべての要件に該当）**

　　〇鳥取県警察から青パト実施団体として証明を受けた、もしくは証明を受けるための申請を

行う予定の民間団体であること

　　〇民間団体の所在地、パトロール実施地域が鳥取県内であること

**◆提供物品（自動車１台につき）**

　　〇青色回転灯　１個

　　〇マグネットシート　２枚

　　※提供は、１車両に対して１回限りで、１団体あたり５台分が上限

　　※ただし、提供を受けた物品について、修理等によっても使用できない場合や経年劣化等に

　　より使用できなくなった場合に限り、再度提供する。

**◆提供までの流れ**

|  |  |
| --- | --- |
| 既に証明を受けた団体 | 証明の申請予定の団体 |
| 1. 裏面の「青色防犯パトロール装備品提供申請書」に必要事項を記入し、下記お申し込み先へ郵送する

（〆切：令和６年６月２８日）1. 装備品を受領する

（発送予定時期：令和６年８月上旬頃） | 1. 裏面の「青色防犯パトロール装備品提供申請書」に必要事項を記入し、下記お申し込み先へ郵送する

（随時受付）1. 装備品を受領する

（発送目安時期：お申し込み後約２週間）※令和６年７月以前にお申込みの場合は、お届けが同年８月上旬頃となります。 |

※お急ぎの場合は下記お問い合わせ先に御連絡ください。

**◆お申し込み・お問い合わせ先**

　　　〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２２０

　　　　鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課地域安全担当

電話：０８５７－２６－７１８３　ﾌｧｸｼﾐﾘ：０８５７－２６－８１７１

電子メール：kurashi@pref.tottori.lg.jp

**◆注意事項**

〇提供した装備品の維持管理は、装備品の提供を受けた団体が適切に維持管理してい

ただき、装備品の使用及び修理等に関する経費は、装備品の提供を受けた団体の負

担となります。

〇装備品提供決定後、以下のいずれかに該当する場合は、装備品の提供決定を取消し、

提供した装備品の全部又は一部の返還を求めることがあります。

（１）申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載した場合

（２）青色防犯パトロール以外の目的に提供した装備品を使用した場合

（３）青色防犯パトロール中に違法行為を行うなど不適切な行動をした場合

（４）県警本部長から青色防犯パトロールの証明を取り消された場合

※提供後１年を経過した対象団体は除く

（５）その他、社会通念上、対象団体としてふさわしくない行為をした場合

様式第１号（第４条関係）

青色防犯パトロール装備品提供申請書

　　年　　月　　日

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課長　様

（申請者）

団体の名称及び代表者の氏名

下記のとおり青色防犯パトロールを実施するため、装備品の提供を希望するので申請しま

す。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請区分 | 新規・再申請（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 民間団体の名称代表者名 | 団体名：代表者名： |
| 民間団体の住所 | 郵便番号：住所： |
| 連絡先 | 電話番号： |
| 青色防犯パトロール実施地域 | 所轄警察署名：実施（予定）地区：実施開始（予定）年月： |
| 自動車登録番号又は車両番号 |  |
| 青色防犯パトロール装備品提供希望申請内容 | 　青色回転灯　：　　　　　個　マグネットシート：　　　枚 |

※再申請の場合は、（　　）内に理由を記入すること

　なお、再申請は修理等によっても使用できない装備品や経年劣化等により使用できなくな

　った装備品に限る。

※　送付先：〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２２０

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課地域安全担当 行